

## 令和元年 第6回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1.開催日時 場所

令和元年 6月 14日(金) 午後 1時 30分 市役所北館 1階 101・102 会議室

### 2.委員の出欠

出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保 松尾康弘  
横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾 岡本純 藤村猪三  
高井孝平 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄 水崎久司 伊藤安子  
小柳守弘 鈴木要  
欠席 後藤剛 井上保典

### 3.出席した事務局職員

清水克 鈴木智久 石川宗明 木下穰 齋藤和也 石田潤司 松本行弘 河村幸一郎 岡本愛二  
平野寿宏 日下部敦志 嶋田哲也 縣弘之 吉山和志 山下幸穂 加茂真也 柴田和洋 佐原貴寛  
山下文彦(農林水産担当部長)

### 4.審議事項

- 第 37 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 38 号議案 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指  
定申請について
- 第 39 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 40 号議案 計画変更承認申請について
- 第 41 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 42 号議案 買受適格証明願(3 条許可公売)
- 第 43 号議案 非農地証明について
- 第 44 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について
- 第 45 号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第 46 号議案 浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する  
意見について
- 第 47 号議案 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及  
び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 第 48 号議案 令和 2 年度農林関係税制改正に関する要望(案)について
- 第 49 号議案 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

## 5.報告事項

- 報第 38 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 39 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 40 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 42 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 43 号 農業用施設証明について

## 6.その他

## 議事の概要

局長 それでは、只今から、令和元年第 6 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員でございますけれども、定数 24 名のところお二人欠席ということで、22 名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

欠席されている方は、議席番号 16 番の後藤剛委員と 21 番の井上保典委員でございます。

局長 それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長 こんにちは。今、冒頭でございますがやはり農業委員会の仕事として農家のいろんな問題点を行政にあげるということは大切だなと思いますが、何分縦割り行政でございますので、全部が全部うまい具合に素直に行くというわけではございませんが、やはりできる範囲でそういうような問題があった場合は、どんどんどんどんあげていきたいなと、そういう風に私も思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、6 月の第 6 回の挨拶でございますが、私の方から一点お願ひというものをしたいなあと思ひて今日日本日やってきました。ご存じのとおり、昨年 7 月 1 日から私たち農業委員ということでなりました、今月の末で丸一年経つわけです。3 年任期の 3 分の 1 を過ぎたわけなんでございますが、何をお願ひしたいかという、私はぜひ皆さんに残り 2 年の間に地区に合った活動をしてもらいたいなあ、ということをお願ひしたいと思ひております。地区に合った活動とは何かということ具体的にいうのがなかなか難しいもんでございますが、例えば何か単発的に担い手を寄せて話し合いをしたとか、土地改良区の理事長や理事の皆さんと考への会合をしたとか、認定農家の人たちと話をしたとか、というような単発的な活動もこれ然り、また前に中島委員の方でやっていたような長い長期的なビジョンを持った活動もこれ然り、全部地区によって活動は全然違いますけど、何か残り 2 年の間に皆さんの地区の中で合った活動をしていただきたいと、これをお願ひしたいなと、そう思ひております。また、この活動をできるだけ皆さんの方でやったものをご報告等で情報の共有化という意味で、こういう最後の時間の時に報告をしていただくということもこれ然り、また、先月ですか、農業委員会だよりというものを年 1 回だったやつを年 2 回出すということで、その時にそこに載せて、農家の皆さんの方に浜松の農業委員会はこういうことも地区でやってるよ、ということも広報するのもこれ然りかと思ひています。やり方は今後 2 年間の間にいろいろ考へますが、とにかく私の方からのお願ひとしては、地区に合った、なんでもいいです本当に些細なもんでもいいし、大きなビジョンを持ってやることもいいです、何か一つやっただいて、任期の満了の時には、俺たちはこういうことをやったんだ、私たちはこんなこともやってみたんだなあ、ということ、やっただきたいなあとお願ひをしたいと思ひます。これは、命令でもなんでもございませぬ。僕からの「お願ひ」というような形でございますので、できる範囲でちょっとだけ無理してやっただきたいなあ、そう思ひております。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。またその折には事務局の方もバックアップの方をやっただきたいという風に思ひておりますので、いろんな資料を出したり、その他もろもろの面もお願ひしたい。局長よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうわけで、あっという間に 1 年経ってしまいましたが、来月から 3 分の 1 を終わった 3 分の 2 を頑張っていくということでやっしていきたいと思ひます。大変簡単ではございますが、挨拶

会 長 と代えさせていただきたいと思います。

それでは、只今から、令和元年第 6 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局 長 ありがとうございます。それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いします。

議 長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 それでは、議席番号 1 番の松澤崇委員、議席番号 2 番の中島雅弥委員にお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります。第 37 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

縣 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 113 番外 7 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 7 件、贈与に係る案件が 1 件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 2 ページ、地区「北浜・浜名・庵玉」、整理番号 118 番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、浜北区小林の■■■■さん 47 歳でございます。■■■さんは、申請地付近で植木を生産しておりまして、この度、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区役所の北西約■■■m と、浜北総合体育館の北約■■■m と、天竜浜名湖鉄道宮口駅の北西約■■■m に位置しております。取得後は松、さざんか等を作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議 長 整理番号 113 番について、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 113 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 114 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 114 番の案件につきまして、調査会で調査した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 115 番、116 番について、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 115 番、116 番の 2 件につきまして、調査会で審議をしました結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 117 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 118 番の浜北区小林・平口分について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 調査会では特に問題はございませんでした。この案件で、譲渡人と受入とは同じ■■■だったも

小杉 のですから、身内かなと思っていたら赤の他人で、贈与ということで、簡単に言えばくれてやるってことなんですけれども、この頃、田んぼでもただでくれてやるで貰ってくれ、という案件が結構ありまして、まだやってないにしても、これからここ大したとこじゃないとか、いいところはまだいいんですけど、そういう案件がこれからものすごく増えるのではないかな、というのをちょっと感じました。これは、一応は贈与税なんで、どのくらい発生するかは事務局の方にも何も聞いてはおりませんけれども、これからこういうのがたくさんあると、ただで貰っても。ここは畑で 1ヶ所入口がない、というところがあるんですけども、入口の畑とうまくやってって、使わせていただけるってことを聞いておりますけれども。これから、土地いらないうって、相続で貰った人が近所に、今回の場合は■■■■さんなんですけども、田んぼでも、うちじゃあ、もう息子、娘が草刈りするのが嫌だと、そんな農地なんか持ってどうするだ、と、おばあさんの生きてるうちに何とか処分しろっていうのが、そういうお話しまして、これからこういう問題が非常に出てくるじゃないかなって思っております。私のところはとりあえずは問題ありません。ただ、そういうことが調査会の中で、報告で聞かれました。以上です。

議 長 小杉委員。では、小林・平口の分については問題ないということによろしいですか。

小 杉 はい。

議 長 はい、わかりました。

議 長 整理番号 118 番の浜北区新原分についてと、整理番号 119 番、120 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 はい、調査会では今小杉委員がお話になったような議論はありましたけれども、問題としての指摘はありませんでした。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑応答なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 37 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 38 号議案「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 3 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

縣 今月の議案は地区「天竜」、整理番号 4 番でございます。

この申請は、中山間地域の空き家に移住する方に限り、空き家と小規模農地をセットで取得できるよう、下限面積を個別に引き下げる申請となります。手続きの流れとしましては、別段の面積及び区域の指定申請を行い、調査会、総会でご審議いただきます。総会承認後、県知事へ通知をし、下限面積の変更を行った後、所有権の移転又は権利の設定の申請をしていきます。

それでは地区「天竜」、整理番号 4 番を説明いたします。申請人は天竜区小川から天

縣 竜区長沢に移住する■■■■さんです。申請地は、天竜区長沢■■■■外3筆、合計面積710.97㎡、地目は畑で、遠州鉄道上阿多古石原バス停の北約■■■mのところの位置します。■■■■さんは、天竜区小川で借家住まいをして、■■■■を営んでおります。この度、■■■■の近くで住居を探していたところ、知人から空き家を譲りたいとの申し出があり申請に至りました。今回、住宅に隣接する農地も同時に取得し、キウイ・梅・大根などの栽培を行いながら移住する予定です。

総会で承認いただけましたら、申請地である長沢■■■■、■■■■、■■■■、西藤平■■■■の区域については、下限面積を天竜地区の基準である2,000㎡から710.97㎡とする旨を静岡県知事に通知していきます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 意見なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第38号議案「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積及び区域の指定申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第39号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案5ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

縣 今月の申請案件は、地区「雄踏」、整理番号50番、外10件でございます。転用目的別の内訳は、自己用・長屋住宅関連が4件、農家住宅関連が3件、農業用倉庫が1件、貸駐車場が1件、太陽光発電設備が2件であり、農地区分は、農用地区域農地が1件、第1種農地が3件、第2種農地が2件、第3種農地が5件でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号50番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号50番、地区調査会において、問題ありませんでした。

議 長 整理番号51番、52番については、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号51、52番の2件、地区「湖東」です。協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号53番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号53番、地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号54番については、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 整理番号54番ですけども、調査会で審議をしました結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号55番については、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 整理番号55番、地区調査会において審議した結果、別に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 56 番については、三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席しておりますので、私から  
ご報告申し上げます。

調査会では特に問題ございませんでした、ということです。

議 長 整理番号 57 番、58 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 地区調査会において協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 59 番、60 番について、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 調査会で特別な指摘はありません。問題ありません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの  
説明について発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑応答なし )

議 長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。第 39 号議案「農地法第 4 条の規定による許  
可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 40 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説  
明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

縣 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を  
行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場  
合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるかとされています。

今月の申請は、当初の許可済地全てを第三者が承継し転用する「全部承継」が 2 件、転用  
事業者が当初の許可目的の内容を変更する「目的変更」が 1 件でございます。

それでは、地区「白脇」、整理番号 2 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事  
業者である■■■■さん、承継者である■■■■さん、■■■■さんです。申請に至った経緯でござ  
いますが、当初の転用事業者は、市街地縁辺集落内の土地に自己用住居を建築するため、平成■■年■■月に農地法第 5 条の許可を受けましたが、その後、個人で営んでいる店舗の  
経営状況が悪化し、建築資金の捻出が困難になったため、事業未着手のまま現在に至って  
おります。承継者である■■■■さん■■■■さんは、申請地に自己用住宅を計画したものでござ  
います。申請地である南区瓜内町の畑は、浜松市白脇協働センターから北西へ約■■■m のところ  
に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の割合が  
40%を超えている区域内にある農地のため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。転用  
計画は、申請地の畑 337 m<sup>2</sup>に住宅、カーポートを建設する計画であり、配置計画から見て適正  
な規模と認められるものでございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事  
業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は、汚水は下水道  
へ、雨水については道路側溝へ排水する計画となっていること、都市計画法の許可及び資金  
計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更

縣 後の 5 条申請につきまして、議案 20 ページ整理番号「584 番」にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして、地区「三ヶ日」、整理番号 3 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である■■■■■さんの相続人■■■■■さん、承継者である■■■■■でございます。申請にいたった経緯でございますが、当初の転用事業者は、自己用住居を建築するため、昭和■■年■■月に農地法第 5 条の許可を受けましたが、その後、営んでいた石油販売業の経営状況が悪化し、建築資金の捻出が困難になったため、事業未着手のまま現在にいたっております。承継者である■■■■■は、申請地に資材置場を計画したものでございます。申請地である北区三ヶ日町都筑の田は、天竜浜名湖鉄道「東都筑駅」から北東へ約■■■m のところに位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、鉄道の駅の周囲おおむね 500m 以内の区域にある農地であることから、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、申請地の田 333 m<sup>2</sup>と隣接する宅地 34.83 m<sup>2</sup>に土砂、積み石、砕石を置く資材置場を設ける計画であり、配置計画から見て適正な規模と認められるものでございます。当初の許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、雨水は、自然浸透させる計画であること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 27 ページ整理番号「636 番」にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。

続きまして地区「北浜」、整理番号 4 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である■■■■■でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の事業計画では、■■■■■として、2 年間一時的に申請地を転用する計画でしたが、事業期間中に自然災害等により、防護柵及び周辺の補修整備に時間がかかったこと、雨天が多く作業に従事できる日が少なくなったため、6 ヶ月間の期間延長を申請するものです。申請地は、浜松市立北浜東部中学校から南へ約■■■m のところに位置する農地です。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、申請地周辺に防護柵を設置し、安全や周辺農地への影響に配慮していること、資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 高井委員 挙手 )

議 長 はい、高井委員。

高 井 事務局に訊きますけど、転用許可を取ってから何十年でもいいですか。35、36 年経っていると思うだけ。例えば 100 年とか、そういう例が出てくるかもしれませんが、これから。こういうのはいつまでもいいですか、一回許可を取りや。

縣 特に年数の制限というものはございませんので、何十年というのも出てくる可能性はございません。

議 長 他にございますでしょうか。

( 意見なし )



議 長 よろしいですか。それでは、ご意見等もないようですので、第 40 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 41 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 9 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

縣 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 504 番外 161 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 4 件、自己用住宅関連が 96 件、事業用の建物関連が 11 件、駐車場、資材置場など事業用のその他施設への転用が 36 件、一時転用が 2 件、太陽光発電が 13 件でございます。また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 4 件、第 1 種農地が 28 件、第 2 種農地が 24 件、第 3 種農地が 106 件でございます。

委員該当案件がありますのでよろしく申し上げます。

議 長 それでは、委員該当案件を先に審議いたしますので、          委員はご退室をお願いします。

(           委員 退室 )

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

縣 それでは、委員該当案件を説明いたします。議案 26 ページ、地区「三方原」、整理番号 626 番をお願いします。北区根洗町の畑、1,072 m<sup>2</sup>について、駐車場を設けたいという申請でございます。申請者は、                          の                          です。隣接する                          の駐車場が不足しており、観戦や送迎に来る父兄が道路上に駐車してしまっているため、新たな駐車場を確保すべく申請にいたったものでございます。申請地は、聖隷三方原病院の南西約           m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、保護者用の駐車場 38 台を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われま。申請地は碎石敷とし、雨水は自然浸透させる計画であること、周囲にはフェンスを設ける計画であり、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いいたします。

議 長 整理番号 626 番について、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 整理番号 626 番、地区調査会で審議した結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑応答なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第41号議案「農地法第5条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 それでは、■■■■委員の入室をお願いします。

( ■■■■委員 入室 )

議 長 それでは、引き続き事務局から、説明をお願いします。

縣 それでは、議案戻りまして9ページ、地区「中央」、整理番号505番をお願いします。中区西丘町の畑2筆、2,137㎡について、工場・駐車場等を設けたいという申請であります。申請者は■■■■に本社を置く、■■■■の■■■■であります。この度申請地を買受け、工場、事務所を移転し、開発や製作組立作業スペースを十分に確保し、今後の事業経営の安定を図りたく申請に及んだものであります。申請地は、東名高速道路浜松西インターチェンジから北東へ約■■■■mのところの位置する農地です。農地区分の判断につきましては、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の医療施設が存在していることから、第3種農地であると判断いたしました。事業計画は、工場、41台収容の駐車場、緑地、調整池を設置する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については公共下水道へ接続、雨水排水については調整池に流入し排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして議案22ページ、地区「新津」、整理番号「601番」をお願いします。南区倉松町の田5筆、畑6筆、合計4,093㎡について、工場、駐車場、調整池等を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■に本社を置き、■■■■の■■■■あります。近年、事業拡大に伴う生産量の増加により、現在の工場が手狭となり、本社工場の隣接地を買受け、工場を増設したく申請に及んだものであります。申請地は、浜松市立新津中学校から南へ約■■■■mのところの位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えているため、第3種農地に該当すると判断いたしました。事業計画は、工場、7台収容の大型配送車用駐車場、緑地、調整池を設置する計画であり、配置計画からみて、転用規模は適当と思われれます。排水計画は、汚水、雑排水については合併浄化槽、雨水については敷地内側溝を経て調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると判断いたしました。

議案26ページ、地区「都田」、整理番号628番をお願いします。北区都田町の畑2筆、7,036㎡について、倉庫を設けたいという申請でございます。申請者は、■■■■に本社を置き、■■■■を営む■■■■です。近年、受託荷物が増加しており、既存の倉庫では手狭であるため、交通の利便性が良い申請地に倉庫を新設し、今後の更なる需要増加に対応すべく申請にいたったものでございます。申請地は、新都田市民サービスセンターの南

縣 約 〇〇m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、通常、市役所、区役所、またはそれらの支所からおおむね 500m の範囲が第 2 種農地となりますが、500m の範囲内の宅地化率が 40%を超えている場合には、その割合が 40%となるまで、その距離を最大 1km まで延長することができるかとされており。新都田市民サービスセンターから 〇〇m に位置する申請地は、宅地化率 40%以上の範囲内にあるため、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、倉庫、事務所、16 台収容の駐車場、緑地、調整池を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われ。排水計画は、雨水排水については敷地内側溝から調整池に流入させ、既設水路へ制限放流し、汚水、雑排水については合併浄化槽を経て道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。申請地の選定に際し代替地の検討もなされていることを踏まえると、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議 長 整理番号 504 番から 507 番までについて、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松 澤 整理番号 504 番から 507 番までについて、地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 508 番から 512 番までについて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 整理番号 508 から 512 番までの 5 件につきまして、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 513 番から 519 番までについて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 520 番から 544 番までについて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 520 番から 544 番につきまして、25 件、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 545 番から 555 番までについて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。

原 田 整理番号 545 から 555 番、調査会において、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 556 番から 567 番までについて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴田正 整理番号 556 から 567 番の 12 件、地区「湖東」です。協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 568 番から 574 番までについて、庄内地区調査会の松尾委員からお願いします。

- 松尾 整理番号 568 番から 574 番の 7 件につきまして、地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 575 番については、篠原・舞阪地区調査会の横井委員からお願いします。
- 横井 整理番号 575 番について、地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 576 番から 580 番までについて、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。
- 鈴木克 576 番から 580 番の 5 件、調査会で討議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 581 番から 588 番までについて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
- 袴田博 整理番号 581 番から 588 番までの 8 件について、調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 589 番から 607 番までについて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
- 根木 589 番から 607 番まで 19 件の案件を審議した結果、特に問題ありませんでした。特に、呼び出し案件が 4 件ありましたけども、事業者の丁寧な説明により、問題はありませんでした。以上です。
- 議長 整理番号 608 番から 625 番までについてと、627 番については、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内山 整理番号 608 番から 625 番及び 627 番、19 件、審議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 整理番号 628 番、629 番については、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡本 628 番、629 番の 2 件につきまして、調査会で審議をしました結果、特に問題はございませんでした。
- 議長 整理番号 630 番から 633 番までについては、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤村 整理番号 630 番から 633 番まで 4 件、地区調査会において審議した結果、異常ありませんでした。
- 議長 整理番号 634 番については、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
- 高井 634 番、引佐地区調査会で協議しました結果、何ら問題ございませんでした。
- 議長 整理番号 635 番から 638 番までについて、三ヶ日地区調査会の後藤委員が欠席しておりますので、私からご報告を申し上げます。
- 調査会では特に問題ございませんでした、ということです。
- 議長 整理番号 639 番から 651 番までについて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。
- 小杉 整理番号 639 番から 651 番の 13 件、地区調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 整理番号 652 番から 664 番までについて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
- 森島 先に調査員の皆さん方からご指摘をいただいた点、656 番、接道がない、赤道しかないの

森 島 はないか、太陽光発電の事業ですので途中で入ることができない、ということになったらどうするのか、というようなご指摘がございましたが、事務局に調査お願いした結果、民法に通行権というのが保証されていて、隣接する地主は使用することを拒否してはならない、というような法文がある、ということからご承知をいただきました。それから659番については、この敷地内に防火水槽がある、という風なことでのご指摘でございましたので、事務局の皆さん方をお願いをして、事業者に防火水槽の必要性に応じた強化を求める、ということで連絡をしていただきました。以上でございます。他については特にご指摘ありませんでした。問題ありません。以上です。

議 長 整理番号665番については、天童・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 整理番号665番ですけれども、調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明についての発言のある方は挙手をお願いします。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 会長にお繋ぎをしておきますが、只今の前段で共済組合の方に来ていただいて、ご説明をいただいた中でも、我々の方から申し上げたところですが、共済組合としての役割を、ちゃんと果たせ、というような話をさせていただいたところでもあります。私どもの議論が文字通り「農業と食料に関する法律」が求めるところ、農業生産を確保するという役割に合致しているかどうかというところについては、常に我々自身が意識して、検証していかないと、共済組合の皆さん方が今日ここにお出かけになって、お話しいただいたようことであらうとね、やっぱり我々の緊張感というのは常に求められているなあ、ということでございますので、このところは常に、議事録に我々の協議として、載せておく必要があるということで、あえて発言をさせていただきます。以上です。

議 長 森島委員。共済組合の話を議事録に載せるということじゃないじゃんね。こういう会議の場でいろいろな話をしているよ、ということをお願いしてくれ、ということですね。承知しました。

議 長 その他ございますでしょうか。

( 質問なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第41号議案「農地法第5条の規定による許可について」のうち、只今の委員非該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第42号議案「買受適格証明願について(3条許可公売)」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案33ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

嶋 田 今回の買受適格証明は公売にかかる案件1件でございます。

農地の公売に参加する場合、事前に農業委員会から買受適格証明書を取得し、これを添

嶋田 付して参加することが民事執行規則第 33 条により定められています。これは、農地を取得できないのが最高価格買受人になることを防ぐためのものであり、農地法の許可見込みのある場合に買受適格証明が交付されます。

それでは、地区「芳川」、整理番号 2 番を説明いたします。こちらは浜松市により公売にかけている案件で、入札期間は令和元年 7 月 2 日です。願出地は、浜松市立芳川小学校の南西へ約 ■■■m のところに位置する畑 1 筆、496 m<sup>2</sup>です。願出人は、南区大柳町の■■■■さん 67 歳で、取得後は、サツマイモ・黒豆を作付けする計画です。この申請につきましては、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などからみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてのご報告をお願いします。

議長 整理番号 2 番については、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員からお願いします。

鈴木克 調査会で審議した結果、問題なしということで決着しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

( 質疑応答なし )

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 42 号議案「買受適格証明願について(3 条許可公売)」につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 43 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 35 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

嶋田 今回の申請案件は、地区「中央」、整理番号 14 番外 3 件でございます。

それでは申請面積が大きい案件 2 件について、隣接しておりますので合わせて説明いたします。地区「中央」、整理番号「14 番」申請人は、中区富塚町の■■■■さん、東区中田町の■■■■さん、地区「中央」整理番号「15 番」申請人は中区富塚町の■■■■さん、沼津市日の出町の■■■■さん、申請地は、中区富塚町■■■■ 外 8 筆で浜松市立富塚小学校から北西へ約 ■■■m に位置しております。登記地目は田 2 筆、畑 7 筆、現況地目は「山林」、合計面積は 1,494 m<sup>2</sup>でございます。非農地となった経緯は、昭和 45 年頃まで耕作管理しておりましたが、傾斜地にあり、周りは山林で、日当たりが悪く、作物を収穫することが困難となり、次第に山林化したものです。

つきましては、非農地証明の基準である「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの」として、非農地証明書の交付が適当と判断されるものでございます。

嶋田 説明は、以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森島 非農地証明の取り扱いについてですが、改めて確認をさせていただきたいと思います。この4件の中で、既存宅地権を取得できる可能性のあるものってというのはどれとどれですか。

嶋田 線引き前の宅地になります、「長上」整理番号16番、「中瀬」整理番号17番が該当します。

森島 わかりました、ありがとうございます。

議長 その他ございますでしょうか。  
( 質問なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第43号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第44号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案37ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )

嶋田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号23番外1件でございます。

相続税の納税猶予の特例の適用から20年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「亀玉」、整理番号24番、浜北区宮口■■■■外4筆について、ご説明いたします。被相続人は、平成■■年■■月■■日に亡くなられた、■■■■さん。相続人は、浜北区新原にお住いの、子の■■■■さん、62歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも5,342㎡です。現地調査を実施した結果、柿、ズッキーニ等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号23番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑応答なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第44号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。





議長 て」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第46号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案41ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

松本 農用地区域除外、編入の担当をしております松本と申します。よろしくお願いいたします。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。それでは、資料は別冊2をご覧ください。本日も説明させていただきますのは、本年2月25日から3月8日にかけて申出を受けました、第79回随時変更の農用地利用計画変更案でございます。今回の件数は、浜松市全体で、除外が308件、編入が6件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区7件、東区69件、西区81件、南区25件、北区57件、浜北区67件、天竜区2件、編入は、西区2件、北区4件となります。なお、諸事情により申出後、取下げされたものが、東区1件、西区2件ございますが、この件数は先ほど申し上げた308件には含めておりません。別冊2の内容についてですが、こちらは区ごとの一覧表、本日説明させていただく案件の案内図及び配置図、そして最後のページには除外をすることができる要件を記載した資料となっております。この別冊2の2ページから31ページまでの一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には除外、転用する手続き上、関係する許認可などの見込みが無いものなど、農用地利用計画の変更を行わないと判断した案件については「否認」、「空欄または報告」となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断し、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めていこうとする案件でございます。

次に農用地除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。農用地除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域(通称:青地)から農用地区域外(通称:白地)にする手続きのことを一般的に「除外」と言っております。また、その逆に白地農地等を青地に変えることを編入と言い、それらの計画の変更にあたっては、農振法施行規則において「農業委員会の意見を聴く」と規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件についてご説明させていただきます。別冊2の最後のページ、44ページをご覧ください。こちらは農振法の第13条第2項第1号から第5号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。今後の主な手続きの流れとしましては、静岡県への事前協議・11条公告・縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12条公告を行い除外が決定します。その後、農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は市全体の計画の変更という位置付けとなるところに違いがあります。

松 本 それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、「否認案件」といくつかの案件を抜粋して「報告案件」としてご説明させていただきます。資料別冊 2 の一覧表内の右の方の農振法欄に「否認」、「報告」と記載したものについて区ごとそれぞれの担当から説明させていただきます。

岡本愛 それでは、東区の否認案件 1 件、報告案件 1 件を説明いたします。

まず、否認案件の説明いたします。資料は一覧表の 8 ページ 70 番、案内図等は 32 ページ、33 ページをご覧ください。アパートに居住している申出者が、生活の安定化を図るために自己用住宅の建築を計画したものであります。しかし、都市計画法上、「市街化調整区域の許可基準」の「建築可能な市街化区域内の土地が無いこと」及び農振法上の「農用地以外の土地を持って代えることが困難であると認められること」の要件に反して、申出者の祖父が、市街化区域内である、東区早出町に土地を所有しているため否認案件とするものです。

続きまして、東区の報告案件を説明いたします。資料は一覧表の 5 ページ 37 番、案内図等は 36 ページ、37 ページをご覧ください。東区北島町に本社工場を所有し、二輪、船外機部品の切削加工を中心に事業展開している申出者は、取引先から納入の細分化、品質の高度化を求められる中で、現工場での拡張を検討しましたが、法人設立時は準工業地域であった現工場の区域は、現在は、住居地域のため拡張困難であり、また、現工場は、3 ヶ所に分散されているため本計画で集積を計画するものであり、必要性は妥当であると判断しました。地域振興の工場の建設について申出者と担当課で協議済みであり都市計画法・農地法の許可見込みの確認も取れており、新築する工場は現工場の合計とほぼ同規模であり、事業計画概要書及び計画平面図等から判断して妥当であると考えます。位置は、国道 1 号線より北側・浜松環状線沿いなどで、東名浜松 IC に車で 10 分程度の範囲で選定しており妥当と判断しました。計画地は、北側は道路を挟み宅地が連なり、東側の街区は水路を挟み運輸会社の敷地となっています。南側、西側は道路を挟み農地がありますが、計画地は、農地の縁辺部であり、道路及び水路に囲まれているため計画地が転用されても周辺農地の一体性が阻害されるものではなく、集団性、農作業の効率化への支障もないものと判断しました。以上のことから、除外はやむを得ないと判断しました。

東区の説明は以上でございます。

松 本 続きまして、西区の否認案件 1 件、報告案件 1 件の説明をさせていただきます。

まず、否認案件の説明いたします。資料は一覧表の 15 ページ 77 番、案内図等は 34 ページ、35 ページをご覧ください。申出者は平成 23 年に農家住宅で除外し、転用許可を受けた併用地宅敷地に居住しております。この度、申出者の妻が美容院を開業するため、宅地敷地内に美容院部分を増築し、来客用駐車場を確保するために敷地を拡張しようとする計画でございます。しかし、増築するためには都市計画法上の許可を取る必要がありますが、その要件を満たさないことから、許可の見込みがございません。したがって、農用地を除外することが必要かつ適当とみなされないことから否認案件としました。

続きまして、西区の報告案件を説明いたします。資料は一覧表の 15 ページ 78 番、案内図等は 38 ページ、39 ページをご覧ください。申出者は、運送業および倉庫業を営む法人でござ

松 本 います。湖東町の本社倉庫が手狭となっており、主要取引先からの製品保管場所が不足しているため、新たに倉庫を建築するとともに、西区古人見町にある大型トラック駐車場を移転する計画でございます。事業計画概要書及び計画平面図等から必要性や規模根拠、位置選定経緯など妥当なものとして判断しました。位置選定経緯については、本社や浜松西インターチェンジ、環状線に近い土地を中心に候補地の検討を行い、申出地を選定しております。申出地は、北側に農地が残るものの、そのほかは宅地や道路に囲まれており、農地の集団性を阻害することはないと判断し、農地の集約にも影響はないと考え、除外はやむを得ないと判断しました。

西区の説明は以上でございます。

日下部 続きまして、北区は報告案件 1 件の説明をさせていただきます。資料は一覧表 22 ページの 41 番、案内図等は 40 ページ、41 ページをご覧ください。申出者は、昭和 37 年に設立し、本社を浜北区新堀におき、貨物自動車運送業及び倉庫業を主たる業務として行っております。計画は、年々取引高が増加し現倉庫が手狭であることから、倉庫内の安全性及び今後の更なる取引増加を考慮し、不足する倉庫施設を新設するものでございます。規模も事業計画概要書及び計画平面図等から判断して妥当であると考えます。申出地は、北側は市道及び宅地、東側は残地農地、宅地及び白地農地、南側は水路、東側は市道に接するため、申出地が転用されても農地の集団性を阻害することはないと判断し、農作業の効率化への支障はないものと考えられます。また、農地法等、他法令の許可見込みの確認も出来ており、除外はやむを得ないと判断しました。

北区の説明は以上でございます。

平 野 最後に浜北区の報告案件 1 件の説明をさせていただきます。資料は一覧表 28 ページの 43 番、案内図等は 42 ページ、44 ページをご覧ください。一般貨物運送事業と倉庫業を営業している申出者は、浜北営業所の取引先である主要な会社からの取引量が増大し、今後も更なる売上高の増加が見込まれるが、既存倉庫では老朽化し手狭で拡張できないため、新たな倉庫を申出地へ建設する計画。流通施設の建設について申出者と担当課で協議済みであり都市計画法・農地法の許可見込みの確認も取れており、新築する事務所・倉庫の建物規模や従業員数から除外規模は妥当なものとして判断する。計画地は、北側が道路、南側は宅地や残地農地を挟んで道路に接している、東・西側の街区は工場化が進んでおり、農地の集団性を阻害することなく、農地の集約にも影響ないと判断できることから、除外はやむを得ないと判断しました。

浜北区の説明は以上でございます。

以上、第 79 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 法律の議論ですので、文字通り法律論で話をすると、大方 1 町歩の面積については農業振興上問題ありません、ということになるんだよね。ところが 15 m<sup>2</sup>が問題ある、ということになるんですよ。ここのがね、我々が納得できない部分で、農業振興の議論をしてるのか、都市計法の議論をしてるのか、というところが納得できんな、と。法律の上ではそれはそうなんですけども、他の皆さん方どんな思いで報告を聞いたかわかりませんが、法律はよくわかっています。

森 島 よ。法律はよくわかってます。その上で申し上げているんですが、だから事務局も答えようがない、というのはわかっておりますけれども、これも冒頭申し上げましたけれども、こういう議論がある、ということについて、議事録に載せておきたいということでもあります。以上です。

議 長 事務局の返事はありますか、森島委員。

森 島 答えようがないでしょう。

松 本 農業振興地域のうち、農用地区域は農業振興に関する施策を計画的に推進する土地と位置づけられていますので、農地転用するときは農用地区域から除外する必要があります。除外をするには、面積の大小を問わず法律的に除外できる要件を満たしているかなどを審査しますので、この案件のように狭小な面積であっても要件を満たさなければ除外できません。この件につきましては、要件を満たさないことが判明しましたので認めないという結論となりました。以上です。

議 長 その他ございますでしょうか。

( 質問なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 46 号議案「浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見について」は、先ほどの意見を付けて回答することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 47 号議案「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 43 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋 藤 それでは説明します。農業委員会法第 37 条では、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないと規定されております。また、平成 28 年の農水省通知により、当該情報の公開は毎年度 6 月 30 日までに行い、併せて県を通して国へ報告することとなっております。今年度も、総会で点検・評価(案)と活動計画(案)を承認していただきましたら、ホームページで公表し、併せて県へ報告してまいります。

それでは、**別冊 3**点検・評価(案)をご覧ください。主なところを説明させていただきます。

I「農業委員会の状況」でございます。1「農業の概要」としまして、本市の耕地面積、総農家数等を注釈にございますように農林業センサス等から抜粋しております。

2「農業委員会の現在の体制」では、平成 30 年度に新体制への移行がありましたので、旧制度と新制度に分けて記載してございます。

2 ページをご覧ください。II「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。

2 の平成 30 年度の目標及び実績ですが、集積目標 5,446ha に対し、実績 4,985ha でございます。

3 ページをご覧ください。III「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。2

齋藤 の平成 30 年度の目標及び実績ですが、参入目標 70 経営体で 130ha のところ、実績は 45 経営体で 165ha でございます。

4 ページをご覧ください。IV「遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。2 の平成 30 年度の目標及び実績ですが、解消目標 57ha に対し、実績 23ha でございます。3 の利用状況調査は推進委員 37 人により 8 月から 10 月にかけて行いました。

5 ページをご覧ください。V「違反転用への適正な対応」でございます。農地パトロール等により違反転用として所有者や転用者へ是正指導を行っている案件の面積でございます。

6 ページをご覧ください。VI「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。1 は農地法第 3 条に基づく許可事務について、2 は農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく農地転用に関する事務について、総会において厳格に審議していること、また、審議結果等につきましても議事録を作成し、ホームページで公表していることを記載しております。

7 ページをご覧ください。3「農地所有適格法人からの報告への対応」でございます。農地法第 6 条の規定に基づく報告につきまして、報告件数の状況でございます。4「情報の提供等」でございます。賃借料情報につきましては、ホームページにて公開していること、農地の権利移動等の件数は、農地法第 3 条、農用地利用集積計画による利用権設定を含めた数字で、総会の議案にて公表しております。農地台帳の整備につきましては、毎年、補完調査を実施するなど適正に管理していることを記載しております。

8 ページをご覧ください。VIII「事務の実施状況の公表等」でございます。1 の総会等の議事録はHPに公表しております。2 の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は 4 件行いました。

続きまして別冊 4 活動計画(案)をご覧ください。

I「農業委員会の状況」でございます。1 農家・農地等の概要は、農林業センサス等の数値を記載しております。

2 ページをご覧ください。II「担い手への農地の利用集積・集約化」でございます。担い手への農地の利用集積に関する現状と目標でございます。目標については、県の基本構想で定める集積目標面積と昨年度の実績を基に数値を設定しております。

続きまして、III「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。新規参入者の過去 3 年間の状況と目標でございます。

3 ページをご覧ください。IV「遊休農地に関する措置」でございます。1 は平成 30 年度の遊休農地面積、2 は県が定めました令和元年度の遊休農地の解消目標面積でございます。今年度も昨年同様、推進委員による利用状況調査を行う予定でございます。V「違反転用への適正な対応」につきましてはご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森島 齋藤さんね、ご報告いただきました。それで、農業委員会の制度も変わったこともあって、我々の活動が 1 年経過した、という意味でいうと、従来の計画だったり報告だったり、少し変

森 島 わってきたところがあるのかな、という風に思うんだけど、とりわけ計画のところ、前年までの文書の作成に関して、この辺が若干変わりましたとか、変えましたとか、というところはありますか。私、はっきり記憶してないんだけど、こんな細かい字がいっぱい書いてあったかな、という印象なんです。

齋 藤 様式自体は平成 28 年度に変更がありまして、それ以降、変わってないもんですから、新体制、ちょうど 28 年法改正があった段階で、様式の変更があったということで、昨年度もこの同じ様式で報告はさせていただいています。ただ、最適化推進指針というのを昨年度制定をした関係で、特に計画の方の新規参入の促進につきましては、それに合わせた形で、3 年間固定で 70 経営体 130ha を目標とするという形にしておりますし、他の数字につきましても指針に合わせて設定をしているところでございます。

森 島 あの会長が冒頭お話になった、我々の活動を見直していくとか、進めていくとか、そういう取り組みが必要だ、というお話でございまして、私も大賛成であります。中島さんなどが進めてくれたことなどを、我々も参考にさせていただきながら、浜北も具体的な動きを作っていくという風に考えているところなんですけど、この文言にはないんだけど、会長が冒頭言われたところをどうやって意識化するかっていうね、ところの知恵がこれからいろんなところで求められるなと思っておりますので、ぜひその点改めて会長にお願いしておきたいと思っております。

( 小杉委員 挙手 )

議 長 はい、小杉委員。

小 杉 今の違反転用って文面がありますよね。私らの地区担当のところに何回もずっと行って、担当の富永さん並びに浜北の職員の方も何回もそこへ行って、直してくれ、是正っていうか、いろいろ言っているんですけど、全然聞かない。聞かないっていうか、あんまり会えないのかも知れんけど。今現状はね、一番初めは田んぼを埋め立てたところにちょっと住み着いちゃった。一反ちょっとないくらいのところで、1 畝、2 畝くらいなんですけど、それ以外のところがきれいにするかなあと思ったら、逆に建設会社がドンと来て、資材置場いつもダンプ 3 台くらいとか、従業員の車が軽が 4 台くらいとか、碎石も広げているんなブロック始めコンクリ等、いろんなのをやっているんですね。完璧の青地の農地のところで、やっぱり地元の人たちも、すぐ隣の畑サニーレタス作っていた人も、ここ話を聞きに行ったら、これは許可を得るとふざけたことを言っていて、担当に言って、ここは資材置場はできませんよって言うんですけど、今も何ヶ月になるですかね、結構冬の寒い時からやってるんですけど、ああいう悪質なのっていうのは、どういう風にやってたらいいのか、私たちの権限ではできないし、市だってやっぱり大変だとは思っていますよ。でもそれを、いいわいいわでいつまでもやっててもちょっと悪いかと思うんですけど。いかがでしょう。

齋 藤 当然事務局の浜北グループの方でも承知をしていて、動いてると思うんですけど、私ちょっと状況がわからないので、具体的なことは言えないんですが、当然事務局もそうですし、農業委員さんも一丸になって指導をしていくとか、まずは口頭で指導をしていく。

小 杉 もう口頭で言ったし、全然。半分あっちの人だと大変だしね。困ったことがあったら、全部私の方へなんて言ってもおかしくなっちゃうし。そこらをどこまで言っているのか。またご検討く

小 杉 ださい、大いに。

齋 藤 はい。

小 杉 場所はわかっていますね、お願いします。調査員の方から、いつも通るものですから。あれは本当にここ4年で最悪のところですよね。まあ、よろしくをお願いします。

議 長 他にございますでしょうか。

( 質問なし )

議 長 よろしいですか。それでは、ご意見等もないようですので、第47号議案「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第48号議案「令和2年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案45ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋 藤 それでは説明します。46ページをご覧ください。税制要望につきましては4月の総会で依頼して、5月の各地区調査会で協議いただきました。役員と幹事で協議いたしまして、(案)として上程をさせていただきます。消費税増税に伴う要望で、昨年度からの継続です。

( 読み上げ )

ご承認いただければ、県農業会議あて提出してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑応答なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第48号議案「令和2年度農林関係税制改正に関する要望(案)について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第49号議案「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を上程いたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案47ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋 藤 48ページをご覧ください。6月10日付けで、都田地区を担当する鈴木良紀推進委員から、一身上の都合により職務を遂行できないとして辞任願が提出されました。農業委員会等に関する法律第23条では、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるかと規定されております。鈴木委員は [REDACTED] であり、推進委員の活動が十分にできないとのことで、辞任願の提出となりました。本議案が承認されましたら、辞任が認められることとなります。今後、都田地区の推進委員をホームページ等で公募してまいります。

齋藤 説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森島 HP等で公募するっていうことなんだけど、法律上は最適化推進委員っていうのは、欠員ではいられませんか。どうしても補充しなければならないってなってます。

齋藤 どうしても補充しなければならないというものではなくて、業務に支障が出た場合には、支障が出ないように速やかに募集をかけて委嘱してください、という形になっています。

森島 法の上では、ならない規定ではないだね。置かなければならない、という規定にはなっていない。

齋藤 一応、条例の方で推進委員は37人という風に規定はしておりますので、必要ということで37人としておりますので、速やかに募集をかけていきたいとは思っています。

森島 我々の審議の中でどっちかにしにやいかんと思うけどさ、中間はないわけで。37人って決められてる、というところは遂行しなければならないけれども、置かなければならない規定ではないという話だもんでね。我々としては、やっぱり置くべきだと思うよ。置くべきだという風に理解した方がいいんじゃないの、そこは。そこも会長のご判断だと思うんだけど。

議長 今の件でございますが、事務局の方から言ったように37人という風になっておまして、置かなくてはならないじゃなくて、37人という形をとりたいと。それから仕事の支障というものもございまして、それは暗黙で37人をキープするという形で考えた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

森島 いませんでした、というわけにはいかないんですよ。公募しました、該当者がありませんでしたのでいつまでも置けないということはありませんよ。

齋藤 法令上で1ヶ月間は公募の期間を設けて、ってやっていますので、その期間を設けて募集をしていきたいと思えます。

議長 森島委員。今の件、報告受けてまして、解釈はまず仮に辞任を承認された、ということになったら欠になるので、そこから公募をかけるという形になるので、まず辞任を承認してから公募をかけるというルールに則ってやるということです。

森島 それはわかっていますよ。だけど、いませんでしたじゃすまないよ、と。

議長 わかりました。

議長 他にございますでしょうか。

( 質問なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第49号議案「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、報告事項の第38号から第43号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、議案49ページ以降は報告事項でございます。

( 議案と件数を読み上げる )



議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。  
議 長 それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

松 尾 ・草管理の指導について  
小 杉 ・大規模水田農家の離農について

議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

齋 藤 ・西部農業委員会協議会について  
・「農業委員会だより」の配布

鈴木智 今後の会議予定  
・令和元年 第7回 農業委員会総会  
日 時 令和元年7月16日(火)午後1時30分～  
場 所 浜北区役所3階 大会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。  
長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第6回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時55分

以上、議事の正確さを期すため署名する。  
令和元年6月14日

会 長 松島 好則

委 員 松澤 崇

委 員 中島 雅弥